

様式第9号（第7条関係）

令和5年 11月 9日

陳 述 書

朝来市議会議長 様

朝来市議会議員

藤本邦彦

（自署されない場合は記名押印してください。）

朝来市議会議員倫理条例第10条第1項の規定に基づき、審査の結果について、次のとおり陳述します。

記

議長より送付された政治倫理審査会審査結果通知書を受け取り拝見いたしました。

朝来市議会倫理条例第10条の規定により定められている被請求者の権利により、審査の結果に対する陳述書を提出いたします。

(1) 審査会における採決において倫理条例3条1項3号に違反していると認める者が3名、違反を認めない者2名で、多数決によって私の12月8日の説明会出席が、条例違反であるとされたようです。

(2) しかし本件に関する私の考えは、この決定通知を受け取っても、全く変わるものではありません。私は倫理条例3条1項3号に対して、違反とするに足る、また、違反と疑うに足るような、何らの行為もしたとは認識しておりません。これはまさしく「冤罪」です。

私はむしろ、私の行為を違反とした審査会の決定こそが、重大な誤りを犯しているのではないかと考えます。この誤った決定に加担した3人の審査委員の側にこそ、論理破綻、そしてモラル崩壊を疑います。

(3) 「条例違反」は論理破綻している

まず、条例違反とする論理、論拠は完全に破綻していると考えます。

淵本委員、吉田委員は、12・8説明会について、たとえ説明会であったとしても、内閣府の資料に基けば随意契約事務の範疇に入ること、それ故に、それへの出席は条例違反であるとされました。しかし第6回審査会での横尾委員の詳細な論証によって、その解釈は全く誤っていることが明らかにされました。私はこの論証を完全に支持します。

それによれば、12・8説明会は、農産物購入契約の事務とは何の関係もなく、別次元、別領域の、生産者登録募集の為の説明会に過ぎません。これは私や給食センターの当事者が主張してきた通りでした。



にもかかわらず、この内閣府資料の誤った解釈に根拠を置いて下した「決定」に対する政治的責任を、今後どのようにとられていくのかについて、大変心配します。

(4) 吉田委員の偏った主張

また、吉田委員は、私の説明会での「同席」がたとえ発言がなかったとしても、「無言の圧力を排除するものではない」との理由で、単なる「同席」のみをもって契約行為に介入していると結論され、条例違反の理由とされました。

しかしこの点は審査会においても、給食センター職員は「何らの影響も受けてはいない」と繰り返し証言されています。「無言の圧力」を含め、同席によって影響は受けていないと証言されているのです。この当事者の証言を採用されずに、自分の勝手な、主観的な思い込みや決め付け、憶測を採用され、無理矢理、私の同席を条例違反とされました。これが、公正、中立であるべき審査委員のなされることでしょうか。何の為の参考人招致だったのでしょうか。常識的な社会規範が全く守られていません。

(5) 吉田委員の問題発言の数々

また、私の事をいろいろと追求されている、2月10日、3月17日の産業建設常任委員会の議事録、8月23日の第2回政治倫理審査会の議事録などを見れば、告発者、審査請求者側である吉田委員の側にこそ、大きな倫理上の問題があると思われまます。

まず随所で、私の本会議でもいない発言がでっち上げられていて、私の名誉が大きく傷つけられていました。また、百条委員会を持ち出している職員への恫喝、審査会では、参考人の職員に対し、高圧的な態度でパワハラまがいの言動を繰り返すなど、倫理条例違反に問われるべきであろう事案が次々と散見されます。

本政倫審は、むしろ吉田議員のこうした問題発言をクローズアップさせてしまったのではないのでしょうか。

(6) 「12・8説明会」は勉強会

弁明の場でも申し上げましたが、私たち与布土の恵の当事者にとっては、12・8説明会が「契約に関する場」などであるはずがありません。そもそも契約する資格となる生産者登録すらしていない段階で、契約などできるはずもありません。

12・8説明会は、私たちにとってはあくまで「調査・研究のための場」であり、勉強会でしかありませんでした。証拠や証言は山ほどあります。そこに団体の一員である私が同席していたことは、自然な事であり、何らの問題もなかったと確信しています。

(7) 虚偽と妄想が出発点

私たち与布土の恵の関係者は、地域の荒廃農地の解消、遊休農地の利活用、地域農業の振興のため、地域の活性化のために、長年懸命に取り組んでいます。12・8説明会は与布土の恵の各地区リーダーの皆さんが集まって行っていた勉強会です。

そのような与布土の恵の活動に対し、産建委員会において吉田委員は、虚偽と妄想に基づく無用な疑いをかけ、その活動を私利私欲のためのものと決めつけ、私の説明会参加が市職員に圧力をかけ、契約に介入するものだと疑いました。それがそもそもの今回の政治倫理審査会に至る「疑惑」の中身です。つまりそれは虚偽と妄想による「疑惑」でした。

(8) 証言も聴かず議論も無し

しかし、政治倫理審査会の一部委員が、自ら与布土の恵関係者に対し、「迷惑をかけました」などと非公式にこっそり謝罪しておいて、与布土の恵関係者を参考人として招致することを多数決で否決しました。審査会を何度も傍聴されていた与布土の恵の関係者は「議会も審査会も、私たちの団体のこと、12・8説明会のことを色々誤解をしているのでぜひ証言したい」とおっしゃっているにも関わらずです。

さらに信じ難いことに、審査請求者である産建委員長の聴取も行っておりません。

結局、審査会は重要な関係者の証言を聴くことなく、慎重かつ十分な意見交換や議論を尽くすこともなく、一部の審査委員の思い込みだけで結論を急いだと言わざるを得ません。

(9) 本政倫審は公正・中立ではない

給食センター等の参考人の証言に対しては、それを採用しないのみならず、パワハラまがいの叱責を加え、私の弁明に対しても一切耳をかさない態度を示し、なおかつ、都合の悪い証言を避けるかのように、重要な関係者の参考人招致は行わない。

そして、審査会の初日から、政治倫理条例違反確定を強く主張し続け、最初から結論ありきで審査会をリードし続けた吉田委員の存在。このことには審査会を傍聴された市民からも市議会への意見書として2度にわたって強い抗議がありました。

つまり、この政治倫理審査会は公正・中立に行われたとは絶対に言えません。

※「審査会の委員は、公正かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない（政治倫理条例 第7条9項）」

(10) 心ある議員の皆さんと共に

私は今後も、今までと変わらず、自らの倫理観に基づいて、地域のために、又市民のために、議員活動を進めていくつもりです。当然ながら、職員に圧力をかけたり、特定業者に便宜を図ったり、私利私欲のための行動など、私には絶対にあり得ない事です。

もちろん、色々な面には細心の注意を払い、市民から疑惑を持たれないように努めていくことは当然のことと心得ています。

だからこそ、今回の審査会のような、一方的で偏った特定議員の思惑で強引に進められ、その結果、審査対象議員のみならず、関係する地域住民や市民、又、市の職員を傷つけ、名誉を毀損する、そのような行為を私は許すわけにはいきません。このような行為は、そもそも人としての倫理に反する行いです。このような一部議員のモラル崩壊を許すことなく、心ある議員の皆さんと共に、朝来市議会の正常化のために力を尽くす覚悟です。